



山形県公報

平成24年7月3日(火)
第2356号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) ……803
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……804
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……805
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(農村整備課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……806
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……807
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土地改良事業の工事の完了に係る届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……808
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁地域振興課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(子ども家庭課) ……809
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……810
- 同……………(同) ……811

## 告 示

### 山形県告示第660号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称       | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地          | 指定年月日      |
|-----------------|---------------|---------------------|------------|
| 特別養護老人ホーム「みすぎ荘」 | 介護老人福祉施設      | 最上郡金山町大字金山字荒屋829番地1 | 平成22. 2. 1 |

|                         |                                        |                    |            |
|-------------------------|----------------------------------------|--------------------|------------|
| 株式会社蔵王サプライズ 庄<br>内営業所   | 特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉<br>用具販売           | 酒田市卸町4番地の1         | 平成24. 3. 1 |
| 地域密着型介護老人福祉施設<br>あおい    | 地域密着型介護老<br>人福祉施設入所者<br>生活介護           | 酒田市緑ヶ丘二丁目16番1号     | 同 4. 1     |
| 小規模多機能型居宅介護施設<br>さとう下安町 | 小規模多機能型居<br>宅介護<br>介護予防小規模多<br>機能型居宅介護 | 酒田市下安町9番8号         | 同          |
| 指定短期入所生活介護事業所<br>やまのべ荘  | 介護予防短期入所<br>生 活 介 護                    | 東村山郡山辺町大字大塚814番地の2 | 同          |
| 介護福祉施設 燦燦               | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護                    | 山形市大字十字字大原848番1    | 同 5. 1     |
| デイサービスセンター ぱ<br>れっと新庄   | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護                    | 新庄市大字萩野字横根山101番地の1 | 同          |

**山形県告示第661号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施<br>する事業の種類 | 指定介護機関の所在地              | 廃止年月日       |
|---------------|-------------------|-------------------------|-------------|
| 特別養護老人ホームみすぎ荘 | 介護老人福祉施設          | 最上郡金山町大字金山字荒屋829番地<br>1 | 平成22. 1. 31 |

**山形県告示第662号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス  
米沢市中田町751番地の1
- 届出の内容

| 指定介護機関の名称                |                             | 変更年月日       |
|--------------------------|-----------------------------|-------------|
| 変 更 前                    | 変 更 後                       |             |
| 株式会社サン十字福祉用具レンタルサー<br>ビス | 株式会社サン十字福祉用具レンタル・販<br>売サービス | 平成21. 12. 1 |

**山形県告示第663号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|------------------------------------|---------|-------------|
| 合同会社虹              | デイサービスセンター 虹（にじ）<br>新庄市十日町2804番地の6 | 通 所 介 護 | 平成24. 6. 25 |

**山形県告示第664号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|------------------------------------|----------|-------------|
| 合同会社虹                | デイサービスセンター 虹（にじ）<br>新庄市十日町2804番地の6 | 介護予防通所介護 | 平成24. 6. 25 |

**山形県告示第665号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年5月31日から平成24年8月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点のパラメータ補正）

**山形県告示第666号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
米沢市
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年5月31日から平成24年8月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点のパラメータ補正）

**山形県告示第667号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市
  - 2 公共測量を実施する期間  
平成24年5月31日から平成24年8月31日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点のパラメータ補正）
- 

**山形県告示第668号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、酒田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市
  - 2 公共測量を実施する期間  
平成24年5月31日から平成24年8月31日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点のパラメータ補正）
- 

**山形県告示第669号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新庄市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
新庄市
  - 2 公共測量を実施する期間  
平成24年5月31日から平成24年8月31日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点のパラメータ補正）
- 

**山形県告示第670号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
上山市
  - 2 公共測量を実施する期間  
平成24年5月31日から平成24年8月31日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点のパラメータ補正）
-

**山形県告示第671号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長井市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
長井市
  - 2 公共測量を実施する期間  
平成24年5月31日から平成24年8月31日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点のパラメータ補正）
- 

**山形県告示第672号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、天童市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
天童市
  - 2 公共測量を実施する期間  
平成24年5月31日から平成24年8月31日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点のパラメータ補正）
- 

**山形県告示第673号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南陽市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
南陽市
  - 2 公共測量を実施する期間  
平成24年5月31日から平成24年8月31日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点のパラメータ補正）
- 

**山形県告示第674号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、高島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
高島町
  - 2 公共測量を実施する期間  
平成24年5月31日から平成24年8月31日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点のパラメータ補正）
-

**山形県告示第675号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 届出者の名称   | 地区名 | 事業の名称         | 工事完了年月日    |
|----------|-----|---------------|------------|
| 戸沢村土地改良区 | 神田  | 元気な地域づくり交付金事業 | 平成23年3月22日 |

**山形県告示第676号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
米沢平野土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））
- 2 認可年月日  
平成24年6月22日
- 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年6月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 F U I G O
  - (2) 代表者の氏名  
伊藤 昇
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東根市大字蟹沢347番地
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、村山地域において優れた職人気質と技術、気候風土を活かして発展してきた地場産業のものづくりの気風を新たな時代に継承し、新たな発想のもと、次世代のものづくりの在り方や環境配慮型あるいは循環型の考え方等「ものがたり性」を重視した「衣食住」に関わる商品の開発、販売を通じて、新たな地域ブランドを確立するとともに、新たな生活文化、ライフスタイルを総合的に提案し、県内はもとより国内外に情報を発信していくことにより、村山地域の産業と地域文化の発展、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県児童扶養手当・特別児童扶養手当電算システム機器等賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成24年7月19日（木） 午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県児童扶養手当・特別児童扶養手当電算システム機器等賃貸サービス一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成24年8月1日から平成29年7月31日まで
- (4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち8箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち8箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 山形県庁及び各総合支庁（本庁舎に限る。）までおおむね4時間以内に到着でき、2の(1)の役務に関し、迅速なアフターサービスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (7) 提供されるサービスが、仕様書の仕様を満たすことを証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県子育て推進部子ども家庭課母子福祉担当 電話番号023(630)2263
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県子育て推進部子ども家庭課母子福祉担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の



2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書並びに3の(6)及び(7)に係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成24年7月13日（金）正午までに山形県子育て推進部子ども家庭課母子福祉担当に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに寒河江市役所において平成24年11月3日まで縦覧に供する。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン寒河江中央  
寒河江市木の下土地区画整理事業地内17街区1画地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 宮地邦明
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前9時    | 午後11時   |
| 未 定           | 午前9時    | 午後9時    |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前7時    | 午後11時   |
| 未 定           | 午前9時    | 午後9時    |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分から午後11時30分まで  
(変更後) 午前6時30分から午後11時30分まで
- 4 変更年月日  
平成24年6月20日
- 5 届出年月日  
平成24年6月19日
- 6 その他



この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年11月3日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに河北町役場において平成24年11月3日まで縦覧に供する。

平成24年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ河北店  
西村山郡河北町谷地中央四丁目8番地の5外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
渡部昇  
西村山郡河北町西里3149番地

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                             |
|---------------|---------|---------|---------------------------------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前9時    | 翌日の午前0時 | 年間30日は開店時刻午前8時、年間5日は開店時刻午前6時30分 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考              |
|---------------|---------|---------|------------------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前7時    | 翌日の午前0時 | 年間5日は開店時刻午前6時30分 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間30日は午前7時30分から翌日の午前0時30分まで、年間5日は午前6時から翌日の午前0時30分まで  
(変更後) 午前6時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間5日は午前6時から翌日の午前0時30分まで

- 4 変更年月日  
平成24年6月20日
- 5 届出年月日  
平成24年6月19日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年11月3日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

平成24年7月3日印刷  
平成24年7月3日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056